

東京医科歯科大学大学院保健衛生学研究科委員会
博士（看護学・保健学）に係る学位論文審査及び試験内規申し合わせ

平成15年 3月12日
大学院保健衛生学研究科承認

大学院保健衛生学研究科委員会における博士の学位論文の審査は東京医科歯科大学学位規則（平成16年規則第56号。以下「規則」という。）及び東京医科歯科大学保健衛生学研究科委員会博士（看護学・保健学）に係る学位論文審査及び試験内規（平成16年制定。以下「内規」という。）に定めるもののほか、この申し合わせによるものとする。

（内規第2条関係）

1. 学位申請時期は次のとおりとする。
 - (1) 課程博士：3年次
 - (2) 論文博士：随時
2. 第2項第4号に関して本学医療職員本給表（一）及び（二）の適用を受ける職員（定員内職員）の業務従事期間は、研究歴に含めることが出来る。なお、医療職員本給表（一）及び（二）の適用を受ける職員と同職種の本学技術補佐員（非常勤職員）については、申請者の週当たり勤務時間を定員内職員の週当たり勤務時間（40時間）で除した数を、勤務した期間に乗じて得た数を勤務した期間として研究歴に含めることが出来る。
3. 平成6年4月以前の10月に入学した専攻生の研究歴については、入学の日を10月1日と読み替え研究歴を算定する。

（内規第3条関係）

4. 学位論文については学術雑誌に掲載された複数の原著の内容をまとめた総説も学位論文として認める。ただし、お茶の水医学雑誌に掲載する場合は「学位申請論文」とすること。
5. 本学と本学以外の研究機関と共同で行なった研究の原著論文には、本学の所属も明記するとともに、指導教員が共著者以外の場合には指導教員への **acknowledgement** を記載すること。
6. 共著論文はその論文について本研究科教員の指導を受けたものであること、及び共同研究を必要とする学問的内容のものであること。
7. 原則として、レター、ショートコミュニケーションは学位論文と認めない。

（内規第4条関係）

8. 学位論文の内容の要旨は、CD等に保存し、打ち出し原稿とともに申請時に学務企画課に提出する。
（CD等には、氏名及び使用ソフト名を記入する。）

（内規第5条関係）

9. 資格等審査は研究内容と学位論文の関連性及び内規第2条第2項第4号の場合には主たる研究者としての学会及び学術誌上での報告の有無、並びに研究の継続を審査する。

(内規第7条関係)

10. 審査委員が行う学位に係る審査については、事前に申請者名、申請論文名、発表雑誌名、公開審査日時及び場所を大学院掲示板に掲示する。
11. 課程博士の審査において、研究科委員会における最終審査までの間に指導教員が退職する場合は、研究科委員会の議を経ず、次のとおり取り扱うものとする。
- (1) 在職中に審査委員会の審査を終了している場合は、新たに副査を選出せず、研究科委員会において通常最終審査を行う。
- (2) 在職中に審査委員会の審査を終了していない場合は、本研究科の博士の学位を有する教授又は准教授が副査となり、研究科委員会において通常最終審査を行う。

(内規第9条関係)

12. 下記に該当する学位請求者に係る外国語の試問については、審査委員会が公開審査時に学位請求者の語学力について確認し、試験及び試問の結果の要旨に記載することとする。
- (1) 「各研究科の論文博士(乙)廃止後の特例」【保健衛生学研究科】1に該当し、本学大学院博士(後期)課程入学後8年が経過している者
- (2) 同特例【保健衛生学研究科】2に該当し、本学大学院博士課程看護先進科学専攻入学後12年が経過している者
- (3) 同特例【保健衛生学研究科】3～5に該当する者

(内規第10条関係)

13. 審査委員会の研究科長への報告は、次のとおり行う。
- (1) 試験の結果の要旨(主査・副査)の提出
- ① 主査は、副査の審査分を取りまとめ、次のいずれかの方法で審査結果を報告する。
なお、副査からの報告分は、CD等にその内容を当該副査の氏名で保存又は、e-Mailにその内容を当該副査の氏名で保存したファイルを添付し提出する。
(CD等又はe-Mailに、審査対象者名及び使用ソフト名を記入する。)
- ① CD等
- ② 電子メール(e-mail)の添付ファイル
- ② 副査は、次のいずれかの方法で主査へ審査結果を提出する。
(CD等又はe-Mailに、審査対象者名及び使用ソフト名を記入する。)
- ① CD等
- ② 電子メール(e-mail)の添付ファイル
- ③ 電子メールに直接入力
- (2) 論文審査の要旨(主査)の提出
主査が「試験結果の要旨」と一緒にCD等に保存し、提出する。
(CD等には、審査対象者名及び使用ソフト名を記入する。)
- (3) 審査結果報告に係る印刷物の校正は、主査がまとめて行う。

(内規第11条関係)

14. 研究科委員会での最終審査は、主査の出席を要するものとする。
15. 内規第11条第5項ただし書きでいう「論文を基にした冊子」とは、「アクセプトされた原稿のレイアウトだけを別刷形式に変更したもの」をいう。

(内規第12条関係)

16. 当分の間、「修業年限の特例に関する申し合わせについて（平成14年11月13日承認）」によるものとする。

(課程修了及び単位取得満期退学)

17. 保健衛生学研究科委員会における学位論文の審議において、「合格」と判定された場合は修了とする。（「否」となった場合又は所定の期間内に審査を終了できない場合は、学位申請年度の末日をもって単位取得満期退学となる。）

(在学期間延長等)

18. 3年次に在学する者で、申請期限までに学位申請することが出来ない場合は、所定の期日までに「在学期間延長」、「退学」又は「休学」の手続きをとるものとする。

(その他)

19. この申し合わせを改正する場合は、保健衛生学研究科委員会の議を経るものとする

附 則

- 1 この申し合わせは、平成15年4月1日から実施する。
- 2 次の申し合わせ等を廃止する。
 - ①学位申請論文と資格に関する周知事項（平成13年5月9日承認）
 - ②大学院保健衛生学研究科委員会博士（看護学・保健学）に係る学位論文審査及び試験内規申し合わせ（平成13年5月9日承認）
 - ③大学院在学期間延長者の修了年月日に関する申し合わせ（平成13年5月9日承認）
 - ④論文博士に係る専攻生の研究歴についての申し合わせ（平成11年9月16日承認）
 - ⑤指導教官退職に伴う審査委員会委員の変更に関する申し合わせ(甲論文)（平成13年5月9日承認）
 - ⑥博士学位論文審査関係書類の提出・校正方法等について
附 則（平成18年10月11日大学院保健衛生学研究科委員会改定）
この申し合わせは、平成18年10月11日から施行する。
附 則（平成18年11月8日大学院保健衛生学研究科委員会改定）
この申し合わせは、平成18年11月8日から施行する。
附 則（平成21年6月10日大学院保健衛生学研究科委員会改定）
この申し合わせは、平成21年6月10日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
附 則（平成23年6月8日大学院保健衛生学研究科委員会改定）
この申し合わせは、平成23年6月8日から施行し、平成23年6月8日から適用する。
附 則（平成26年11月12日大学院保健衛生学研究科委員会改定）
この申し合わせは、平成26年11月12日から施行する。

附 則（平成28年3月9日大学院保健衛生学研究科委員会改定）
この申し合わせは、平成28年3月9日から施行する。